

## 第19回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和元年10月31日 13:30~15:00			
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 第3委員会室			
3. 出席委員	<p>1番 志賀 忠浩委員 2番 山崎 隆史委員 3番 福西 範委員 4番 成田 俊英委員 5番 大坂 博文委員 7番 村上 正人委員 8番 佐藤 裕司委員 9番 稲場 洋二委員 10番 細川 裕委員 11番 野村 照明委員 12番 大畑 礼子委員 13番 松下 裕幸委員 14番 菊池 利治委員 15番 熊坂 隆雄委員 16番 田井 克廣委員 17番 野澤 獢委員 18番 廣瀬女公美委員 19番 佐藤 泰正委員 20番 清水 幸治委員 21番 浅野 徳昭委員</p> <p>(以上 20名)</p>			
4. 欠席委員	6番 金子 靖委員			
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹 農地台帳システム担当員 藤本 恵美 農地業務員 杉野 恵 農地業務員 熊野 香苗 (以上 6名)</p>			
6. 議事日程	<p>会議録署名委員の指名 16番 田井 克廣委員 19番 佐藤 泰正委員</p> <p>会期決定について 令和元年 10月 31日 (1日)</p> <p>報告第41号 現況証明願について (市街化区域) 報告第42号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第43号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (市街化区域) (継続審査中)</p> <p>議案第81号 現況証明願について 議案第93号 現況証明願について 議案第94号 河川法第34条許可申請に係る進達について 議案第95号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第97号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</p>			

議長	
野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第19回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は20名です。</p> <p>議事録署名人に16番、田井克廣委員、19番、佐藤泰正委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日10月31日の1日と致します。</p> <p>それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局	
永洞事務局長	<p>会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。</p>
	(以下、会務概要報告)
議長	
野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
事務局	
永洞事務局長	<p>報告第41号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第41号「現況証明願」について報告します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠になっております[REDACTED]、他1筆、[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]氏より現況証明願があり、10月11日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、10月16日に会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の2番は、資料が5ページ、8ページ、9ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠になっております[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏から現況証明願があり、10月11日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、10月16日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の3番は、資料が5ページ、10ページ、11ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠になっております[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者の[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏から現況証明願が</p>

	あり、10月11日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、10月16日、会長専決により証明書の発行を行いました。
議長 野村会長	以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。
委員 委員一同	ただいま報告がありました報告第41号「現況証明願」について質問等を求める。
議長 野村会長	なし
事務局 永洞事務局長	質問がないようですので、次に、報告第42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。
	それでは、議案書12ページにございます、報告第42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
	相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。
	今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。
	議案書13ページの表の1番ですが、相続人[REDACTED]氏より、被相続人[REDACTED]氏が所有していた、[REDACTED]、他29筆、合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の農地を、令和元年7月7日、相続し所有権を取得したとして、令和元年10月1日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。
	以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました報告第42号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求める。
委員 委員一同	なし
委員 野澤委員	質問がないようですので、次に、報告第43号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告して下さい。
事務局 永洞事務局長	それでは議案書の14ページ、報告第43号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告致します。
	市街化区域内にある農地又は採草放牧地を、転用するため権利を取得する場合は、農地法第5条第1項第6号の規定により、あらかじめ農業委員会に届け出ることになります。
	今回は、釧路地区で1件の届出がございました。
	議案書の15ページの表の1番ですが、資料は16ページから18ページにございます。
	[REDACTED]氏が所有する[REDACTED]の一筆、面積が[REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地につ

	いて、[REDACTED]に売買し、宅地造成のため転用したい旨、令和元年9月24日に届出があったため、事務局職員2名で現地確認を行ったところ、届出内容は適正でしたので、令和元年9月26日付で、会長専決により受理書の発行を行いました。
議長 野村会長	以上、1件の「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について報告致します。
委員 委員一同	ただいま事務局から説明がありました報告第43号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について質問等を求める。
議長 野村会長	なし
事務局 永洞事務局長	<p>質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。</p> <p>第16回総会において継続審査となった、議案第81号「現況証明願」の2番について、事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは、議案書の19ページにございます、継続審査中の議案第81号「現況証明願」について報告致します。</p> <p>議案書20ページの表の2番は、資料が21ページと22ページにございます。</p> <p>前回の総会でもお話をありました[REDACTED]氏より現況証明願があった件でございます。</p> <p>10月16日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で協議をした結果、農業振興地域整備計画における農用地区域の変更や国営事業計画のあり方について、なお慎重に審議する必要性から、さらに継続して審査すべきものと致しました。</p> <p>以上、継続審査中の「現況証明願」についてご報告致します。</p>
議長 野村会長	それでは、継続審査中の「現況証明願」について、2番を審議致しますが、事務局より、さらに継続して審査すべきものとの報告がありました。
委員 委員一同	つきましては、本件を引き続き「継続審査」といたしますが、これにご異議ございますか。
議長 野村会長	ご異議なしと認めますので、本件を「継続審査」といたします。
事務局 永洞事務局長	<p>次に、議案第93号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。</p> <p>それでは、議案書の23ページにございます、議案第93号「現況証明願」について説明致します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回は、阿寒地区で1件、音別地区で1件の申請がございました。</p>

議長  
野村会長  
  
委員  
廣瀬委員  
  
議長  
野村会長  
  
委員  
山崎委員  
  
議長  
野村会長  
  
委員  
委員一同

議案書24ページの表の1番は、資料が25ページと26ページにございます。  
公簿地目が原野である、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]より現況証明願がございました。  
10月18日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。  
次に、表の2番ですが、資料は27ページと28ページにございます。  
公簿地目が原野である、[REDACTED]の一筆、[REDACTED] m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]から現況証明願がございました。  
10月17日、音別地区の農業委員4名と事務局職員1名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。  
以上、2件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員から報告をお願いします。

議案第93号「現況証明願」のうち1番について調査報告致します。  
現況証明願の1番の内容は、[REDACTED]が所有する、公簿地目が原野、農振白地である、[REDACTED]、[REDACTED]の2筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の土地についてであります。これらの件について、令和元年10月18日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はすべて農地採草放牧地以外で、利用状況はいずれも雑種地であることを確認致しました。  
以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

廣瀬委員、ありがとうございました。  
次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の山崎隆史委員から報告をお願いします。

議案第93号「現況証明願」の2番について調査報告いたします。  
所在地は、[REDACTED]、面積 [REDACTED] m<sup>2</sup>、公簿地目が原野の土地であり、所有者及び申請者の[REDACTED]より、現況確認のための「現況証明願」の提出がありました。

調査日は令和元年10月17日、音別地区委員4名と事務局職員1名で現地調査を実施し、該当地は農地、採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。

以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

山崎委員、ありがとうございました。  
それでは、議案第93号「現況証明願」について一括して審議致します。  
質問、意見を求めます。

なし

議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第93号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
議長 野村会長	(全員挙手) 全会一致で賛成と認め、議案第93号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。
事務局 永洞事務局長	それでは、次に、議案第94号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。 事務局より説明して下さい。
事務局 永洞事務局長	それでは、議案書29ページにございます議案第94号「河川法第34条許可申請に係る進達」について説明します。 河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります。その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。 今回は、音別地区で1件の許可申請がございました。
議長 野村会長	議案書30ページの表の1番ですが、資料は議案書31ページと32ページにございます。 北海道が管理する音別川の河川敷地、[REDACTED]、合計 [REDACTED] m <sup>2</sup> について、[REDACTED] 氏が畠及び採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED] 氏に譲渡するものです。
議長 野村会長	以上の1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。
委員 委員一同	ただいま説明のありました「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。 質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第94号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
議長 野村会長	(全員挙手) 全会一致で賛成と認め、議案第94号「河川法第34条許可申請に係る進達」については原案のとおり決定致します。
議長 野村会長	それでは、次に、議案第95号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書の33ページにございます、議案第95号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で3件の通知がございました。

議案書34ページの表の1番は、資料が36ページと37ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります[REDACTED]氏との間で、令和元年10月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が38ページから40ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他15筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります[REDACTED]氏との間で、令和元年10月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、35ページの表の3番は、資料が38ページと41ページから43ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他7筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります[REDACTED]氏との間で、令和元年10月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の4番は、資料が38ページと44ページと45ページございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他3筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります[REDACTED]氏との間で、令和元年10月7日に合意解約を行い、同日通知がございました。

いずれの件も合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、4件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、2番につきましては、村上正人委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番と3番、4番を一括して審議した後に、2番を審議致します。

それでは、1番と3番、4番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

委員

委員一同

質問がないようですので、採決致します。

議案第95号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番、3番、

および4番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第95号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番、3番、および4番について、原案のとおり決定致します。

次に、2番を審議致しますので、村上正人委員は退室をお願い致します。

(村上委員退室)

議長

野村会長

それでは、2番を審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第95号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第95号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番については、原案のとおり決定致します。

退室されている村上正人委員は入室して下さい。

(村上委員入室)

議長

野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書の46ページにございます、議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書47ページの表の1番は、資料が48ページから49ページにございます。

████████氏が所有する、████████、他4筆 合計 █████m<sup>2</sup>の農用地について、████████氏に、年間 █████円で賃貸借を行うものであります。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よ

ろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査委員長の熊坂隆雄委員から報告をお願いします。

委員  
熊坂委員

議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請」について調査報告を致します。

1番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する[REDACTED]他4筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED]氏に年間[REDACTED]円で賃貸借を行うものであります、令和元年10月16日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

熊坂委員、ありがとうございました。

それでは、議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

次に、議案第97号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
永洞事務局長

議案書50ページにございます、議案第97号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回2件の報告がございました。

議案書51ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、[REDACTED]で、令和元年5月決算の報告となります。

次に2番は、[REDACTED]で、平成31年3月決算の報告となります。

	<p>なお、いずれの件も報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>以上、2件の「農地所有適格法人の報告」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。</p>
議長 野村会長	<p>ただいま説明がありました、議案第97号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、2番につきましては、[REDACTED]の関係であり、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、浅野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。</p> <p>従いまして、最初に1番を審議した後に、2番を審議致します。</p> <p>それでは、1番について、質問、意見を求めます。</p>
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第97号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
	(全員挙手)
議長 野村会長	<p>全会一致で賛成と認め、議案第97号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については、原案のとおり決定致します。</p> <p>次に、2番を審議致しますので、大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員は退室をお願い致します。</p>
	(大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員退室)
議長 野村会長	<p>それでは、2番を審議致します。</p> <p>質問、意見を求めます。</p>
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	<p>質問がないようですので、採決致します。</p> <p>議案第97号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。</p>
	(挙手)
議長 野村会長	<p>賛成多数で賛成と認め、議案第97号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については、原案のとおり決定致します。</p> <p>退室されている委員の皆さん入室して下さい。</p>

議長  
野村会長

(大畠委員、佐藤泰正委員、浅野委員入室)

2番は、原案のとおり決定致しました。  
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。  
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和元年 10月 31日

議長 野野原明

署名委員 河井充廣

署名委員 佐藤泰正